

## 環境保全活動に取り組みましょう

昭和47年6月5日にスウェーデンの首都ストックホルムで「国連人間環境会議」が開催されたことを記念し、国連ではこの日を「世界環境デー」と定めています。日本では平成3年度から6月の1カ月間を「環境月間」としています。この機会に環境や地球に優しい行動について考えてみませんか。

～環境ブログ～  
環境に関する話題を発信中！



秋田県水と緑の  
マスコット「森っち」



### コンポスト機器の購入費を補助します

家庭から出る生ごみの減量化には、生ごみを堆肥などの資源に変えて活用することが有効です。市では堆肥にするために活用されるコンポスト機器（電気式を含む）の購入費の一部を補助しています。  
**対象者** 市内に住所を有する方

### 補助額

令和5年度中に購入した機器本体の購入費（消費税含む）の2分の1（上限3000円）※100円未満は切り捨てます。

※購入時の領収書が必要となります（シート不可）。  
※先着順とし、年度途中で既定の予算に達した時点で締め切ります。

※過去5年間に補助を受けた方は該当しません。

問合せ 環境衛生課

☎89・2174

### 野焼きは禁止されています

簡易な焼却設備（ドラム缶など）での焼却は野焼きとみなされます。野焼きはダイオキシンなどの有害物質を発生させるほか、煙や臭いは周囲の迷惑となるため、伝統行事など一部の例外を除き禁止されています。

法律に違反して野焼きをした場合、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金が科される場合があります。火災の発生につながる危険な行為ですので、絶対にやめましょう。

問合せ 環境衛生課

☎89・2173



### 災害廃棄物も分別が大切

#### 不用品は処分しましょう

昨年8月には大雨による浸水が発生するなど、近年では自然災害が多発しています。被災した地域では、浸水により壊れたり汚れたりして使えなくなった家具・家電などの災害廃棄物が大量に発生します。

災害発生時には、災害廃棄物を集める仮置き場を用意する場合があります。ごみ処理に時間がかかると災害からの復旧の支障となりますので、災害廃棄物についても普段と同様に分別するようお願いいたします。

普段から災害が発生した場合を意識し、不要品は処分し、災害廃棄物となる可能性のあるものを減らすよう心掛けてください。

問合せ 環境衛生課

☎89・2172



便槽が浸水した場合に  
汲み取り料金を援護します  
床下浸水など、管理者の注意義務の範囲を超えた水害により便槽に浸水被害が生じた場合、し尿汲み取り料金を市で援護する制度があります。